

全国大学コンソーシアム協議会 規約

制定 2009年9月12日

改正 2013年9月14日

改正 2015年9月12日

改正 2016年6月24日

改正 2017年10月7日

改正 2018年9月1日

改正 2019年4月1日

(名称)

第1条 本会は、全国大学コンソーシアム協議会（以下「本協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、各地域の大学コンソーシアム及び大学連携組織の連携を通して情報の交換と経験・研究の交流を積極的に図るとともに、社会に貢献し地域と協力する共同の取組を進め、我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 情報の交換と経験・研究交流を図るためのフォーラムの開催
- (2) 情報の集約と発信
- (3) その他、第2条の目的を達成するもの

(組織)

第4条 本協議会は、各地域の大学コンソーシアム及び大学連携組織、若しくは本協議会の目的に賛同する者により組織し、会員の区分を次のとおり設ける。

- (1) 正会員 : 大学コンソーシアムまたは大学連携組織
- (2) 賛助会員 : 前号以外の組織・個人

(事業年度)

第5条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入退会)

第6条 本協議会に入会または退会する場合は、書面により代表幹事に申し出るものとする。

(入会金)

第7条 本協議会は、前条の目的を遂行するために、入会金を徴収し、入会金の額は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 正会員 | 10,000円 |
| (2) 賛助会員(法人) | 20,000円 |
| (3) 賛助会員(個人) | 5,000円 |

2. 再入会を行う場合は、入会金を再度徴収する。

3. 会員区分を問わず既加盟組織間の合併・再編または既加盟組織と非加盟組織との合併・

再編による入会については、既存組織名の改称と読み替え、入会金は徴収しない。

4. 一旦入金された入会金は、理由の如何を問わず返金しない。
5. 入会金は、一括して納入しなければならない。
6. 会員区分の変更については、入会金を徴収しない。
7. 入会金を請求後、入金を指定した期日より3か月以内に入金がない場合は、入会を取り消すことができる。

(会費)

第8条 各会員は以下の区分に従って年会費を支払うものとし、納入期限は当該年度の5月末日までとする。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 正会員 | 30,000 円/年 |
| (2) 賛助会員 (法人) | 20,000 円/年 |
| (3) 賛助会員 (個人) | 5,000 円/年 |

2. 年度途中の入会であっても、区分に従って年会費を徴収する。
3. 年会費を請求後、入金を指定した期日より3か月以内に入金がない場合は、入会もしくは会員の身分を取り消すことができる。
4. 年会費は、一括して納入しなければならない。
5. 一旦入金された年会費は、理由の如何を問わず返金しない。
6. 既加盟組織間の合併・再編または既加盟組織と非加盟組織との合併・再編による年会費の取り扱いについては、新たに当該年度の年会費は徴収しない。

(総会)

第9条 総会は、第4条の正会員を以て構成し、委任状出席を含め正会員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意により決する。

2. 総会は、原則として年1回開催し、代表幹事が招集する。
3. 総会の議長は、代表幹事とする。ただし、代表幹事がやむを得ず欠席の場合は、幹事が互選の上、代理で行う。
4. 総会は、次の事項について審議し、決議する。
 - (1) 幹事会を構成する組織の選任・解任
 - (2) 監事の選任・解任
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 規程の制定・廃止及び重要な改正
 - (5) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(役員)

第10条 本協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 代表幹事 | 2名以内 |
| (2) 幹事 | 10名以内 |
| (3) 監事 | 2名以内 |

2. 幹事は別表に定める組織（以下「幹事組織」という）で構成し、それぞれの組織の代表者または代表者の代理者とする。
3. 代表幹事の選任は、幹事会の決議によって、幹事の中から選任する。

4. 監事は、総会において選出し決議する。
5. 監事及び幹事は相互に兼ねることはできない。
6. 各役員に対する報酬は、無報酬とする。

(幹事)

第11条 幹事は幹事会に出席し、本協議会の活動方針等を審議する。

(監事)

第12条 監事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会計監査
 - (2) 業務監査
2. 監事は総会及び幹事会並びに運営委員会へ出席することができる。ただし、決議権は有しない。

(代表幹事及び監事の任期)

第13条 代表幹事の任期は、4月1日から翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。任期途中の退任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 監事の任期は、選任ののち2年後の総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。任期途中の退任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

第14条 本協議会の活動方針等を定めるとともに、会務を円滑に執行するため幹事会を置く。

2. 幹事会は幹事組織を以って構成する。
3. この規約に定めるもののほか、幹事会に関する必要事項は、幹事会規程に定める。

(運営委員会)

第15条 本協議会の日常的な業務を処理するために運営委員会を置く。

2. 運営委員会は次の各号の者をもって構成する。
 - (1) 幹事組織から選出された者
 - (2) 幹事組織以外で、全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム（以下「フォーラム」という）開催地となる組織から選出された者
 - (3) 代表幹事が指名する者
3. 運営委員会には運営委員長及び副運営委員長を置く。
4. この規約に定めるもののほか、運営委員会に関する必要事項は、運営委員会規程に定める。

(事務局)

第16条 本協議会は正会員を構成する団体のひとつを事務局に選任する。

2. 前項の選任は総会で行う。
3. 事務局の任期は、選任ののち2年後の総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、幹事会が別に定める。

(改廃)

第 18 条 この規約の軽微な改正を除く改廃については、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

附 則

この規約は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

前暫定規約は、2010 年 3 月 31 日を以て効力を失効する。

この規約は、2013 年 9 月 14 日から施行する。

この規約は、2015 年 9 月 12 日から施行する。

この規約は、2016 年 6 月 24 日から施行する。

この規約は、2017 年 10 月 7 日から施行する。

この規約は、2018 年 9 月 1 日から施行する。

この規約は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1	キャンパス・コンソーシアム函館
2	公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩
3	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム
4	公益社団法人大学コンソーシアム石川
5	公益財団法人 大学コンソーシアム京都
6	特定非営利活動法人大学コンソーシアム大阪
7	一般社団法人教育ネットワーク中国
8	一般社団法人大学コンソーシアム熊本